

個人市・県民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人市・県民税において定額減税が実施されることとなりました。

市・県民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の市・県民税所得割の納税義務者

減税額

【例】控除対象配偶者・扶養親族2人の場合
の減税額

$$1\text{万円(納税者本人)} + (1\text{万円} \times 3\text{人}) = 4\text{万円}$$

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の市・県民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



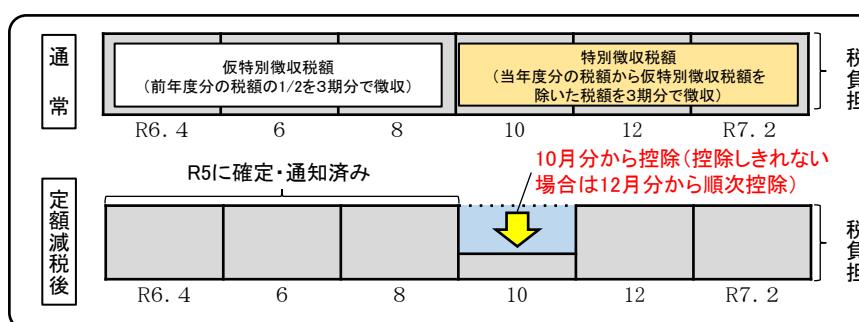
② 普通徴収 (事業所得者等の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他の

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

※なお、所得税分の定額減税額は、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、3万円です。

所得税や市・県民税から定額減税しきれない場合は、別途給付金
(調整給付)が支給されます。

調整給付の対象となる方には、別途お知らせをお送りする予定です。

【問い合わせ】
萩市課税課市民税係
TEL 0838-25-3136